

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)2月21日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】親会社Yの子会社の従業員XがYの他の子会社の従業員から受けたストーカー等行為に関して上司へ相談したものの求められた対応をしなかったことをもって,法令遵守体制を整備し相談窓口も設けてきたYに信義則上の義務違反があったとはいえないとされた事例(平成30年2月15日最高裁)

【2】公立小学校教員の採用に当たって選考試験の成績が不正に加点されたとして行われた採用取消処分につき同処分の取消を求めた事案。教員としての地位を失うなど原告の社会的・経済的不利益は大きいとして本判決は原審どおり採用を取消することはできないとした(平成28年9月5日福岡高裁)

【3】共同相続された普通預金債権,通常貯金債権,定期貯金債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく遺産分割の対象となるとした最高裁判決を受けての差戻審において,相手方の被代襲者が超過特別受益者であり上記預貯金は申立人のものとされた事例(平成29年5月12日大阪高裁)

【4】Aの長男が入院中のAの経鼻経管栄養の注入速度を無断で速めAの延命措置も長男及びその妻が拒否したことにつき長女Xが,病院側には家族の意思確認を怠ったとして,又長男及びその妻には共同不法行為を行ったとして損害賠償を求めたがいずれの請求も棄却された事例(平成28年11月17日東京地裁)

【5】Xは元従業員Yが病を捏造し退職したとして損害賠償を求め,Yは同訴訟提起が不法行為であるとして慰謝料等を求め反訴。本判決はXの主張を認めず,Yの月収の5年分以上になる賠償の請求は著しく相当性を欠くとして反訴につき一部慰謝料の支払を認めた(平成29年3月30日横浜地裁)

【6】Xらは諫早湾潮受堤防の排水門の開門により被害を受けるおそれがある等と主張し,所有権,賃借権,漁業行使権,人格権又は環境権・自然享有権に基づく妨害予防請求として,一定条件下以外の開門を差止めることを求め,同請求の一部が認容された事例(平成29年4月17日長崎地裁)

(知的財産)

【7】特許権者である控訴人が被控訴人サーバは本件発明の技術的範囲に属しないと主張し,原審を不服として控訴をしたが,同サーバは本件発明の技術的範囲に属しないものとして本件控訴を棄却,控訴人による均等侵害の主張を時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下(平成30年1月25日知財高裁)

【8】特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって,本件拒絶査定不服審判における本件拒絶理由通知では,TLR9に関する拒絶理由のみを通知し,実質的にはTLR7及び8に関する拒絶理由を通知しなかったとして審決を取消した事例(平成30年1月30日知財高裁)

【9】風俗営業を指定役務とする「アロマグランデ」の商標権を有する原告が,被告の「RFアロマグランデ」標章の使用が原告商標権の侵害に当たるとして損害賠償等を求めた事案。両者の類似性を認め,原告商標の使用料相当額として原告請求額の一部が認容された事例(平成30年2月8日東京地裁)

【10】原告は「ジョイファーム」の商標権(指定役務35類)を有し,被告は被告商品(梅ジャム)を製造販売しその容器に被告標章を付している。原告は商標権侵害を理由として被告商品の販売等の差止を求めたが,指定役務と被告商品は類似しないと認められ請求は棄却された(平成30年2月14日東京地裁)

(民事手続)

【11】訴訟費用の一定割合を受救助者A,その余を相手方当事者Bの負担とする裁判の確定後訴訟費用の負担額確定処分申立がされる前に裁判所がBに対しAに猶予した費用の額につき取立てを行ったが,原審の判断に裁量の逸脱があるとし原決定を破棄し原審に差戻した(平成29年9月5日最高裁)

【12】破産裁判所裁判官の破産法78条2項10号に基づく訴えの提起の許可は独立した裁判権を有し,独立した裁判を

行う裁判官の職務行為であり、本件はこの権限の趣旨に背いて裁判官がこれを行使したと認められないとして破産申立代理人弁護士の控訴を棄却した事例(平成28年3月23日東京高裁)

(刑事法)

【13】被告人が、被害者夫婦方敷地に金品奪取目的で赴き、同夫婦を殺害し金品を奪取した強盗殺人の事案。被告人に当初から殺害の意図は認められず、罰金前科しかないなど酌むべき事情を考慮しつつも原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑が是認され上告を棄却(平成29年12月8日最高裁)

【14】金品窃取目的での住居侵入、強盗で家人2名を殺害し1名に重傷を負わせた住居侵入、強盗殺人及び同未遂等の事案。原判決は強盗殺人罪の犯意及び殺意を認め被告人を死刑に処した。本判決は原審の科刑理由にかかる判断内容を否定しながらも死刑の判断を維持(平成27年10月14日名古屋高裁)

【15】覚醒剤精神病にり患っていた被告人が無差別に通行人を殺害し死刑を言い渡された事案。被告は裁判員法には法令違反があり完全責任能力の認定は事実誤認等として控訴。本判決は計画性が低く精神障害の影響を考慮し死刑とした一審判決を破棄し無期懲役とした(平成29年3月9日大阪高裁)

【16】乗用自動車を運転中に危険ドラッグを使用した被告の車が暴走し1名を死亡させ6名を負傷させた事案。被告は危険ドラッグの影響で正常な運転に支障が生じるおそれを認識していたとし、危険運転致死傷罪(自動車運転死傷処罰法3条1項)を認め懲役8年に処した(平成28年1月15日東京地裁)

(公法)

【17】平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りの合憲性が争われた事案。裁判所は、国会としては投票価値の平等をできる限り実現するべく、選挙制度の仕組みを改善する努力を続けることが求められる等とした上で違憲状態に至っていないと判断(平成30年1月30日仙台高裁)

【18】平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りの合憲性が争われた事案。国会が平成32年見込人口に基づく最大較差も2倍未満になるように19都道府県の97選挙区において区割りを改めたことをもって投票価値の平等性は損なわれていないとした(平成30年1月31日高松高裁)

【19】平成28年及び29年の公職選挙法改正法が定める衆議院小選挙の改定に基づき実施された平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙につき、一部を除く近畿2府4県の小選挙区選出議員選挙の無効を求める訴訟において、憲法に違反しないとされた事例(平成30年1月31日大阪高裁)

【20】平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りは投票価値の平等の要求に反するという違憲状態の瑕疵は解消されたといえるとして違憲状態であったとは言えないとされた(平成30年1月31日名古屋高裁金沢支部)

【21】平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りについて、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となる措置がされたこと等の較差是正に向けた平成28年改正及び平成29年改正の経緯及び内容を踏まえると、違憲状態にあったとは言えないと判断(平成30年2月2日仙台高裁)

【22】平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りについて、平成32年大規模国勢調査による選挙区割りが行われるまでの過渡的な措置として、平成29年改正法におけるような方法をとることも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているとし、違憲状態にはなかったとした事例(平成30年2月5日福岡高裁)

【23】平成29年10月22日総選挙につき、北海道第1区、第12区の選挙人である原告らが衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であり、これに基づき施行された選挙も無効であるなどと主張したが同請求が棄却された(平成30年2月6日札幌高裁)

【24】国税を滞納したX1社に対し所轄国税局長がX1の他社の株式及び信用組合の出資持分を差押えた。X1は上記株式は譲渡済で差押目的物不存在による無効であり、消滅時効中断の効力を有せず時効成立とし、同様に出資持分も譲渡済みと主張したがいずれの主張も棄却又は却下された(平成29年8月9日大阪地裁)

(社会法)

【25】学校法人Yの確定給付型年金制度につき、元職員で年金受給者による年金額の減額の取消請求に対し、同制度は教職員に対する恩恵的給付、功労的報償としての性質、教職員の相互扶助としての性格を有するとし、本件減額は相当と判断し原告らの請求を棄却した事例(平成29年7月6日東京地裁)

(その他)

【26】A社の自己破産申立を受任した弁護士法人Y1の弁護士Y2が、Aの財産から差引いた弁護士報酬に対しAの破産管財人Xが財産散逸防止義務に違反するとして損害賠償請求の訴えを提起し同請求が認容され、Y2が提起したX及び国を被告とする慰謝料支払請求が棄却(平成28年3月25日千葉地裁松戸支部)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最高裁判平成30年2月15日 最高裁HP

平成28年(受)第2076号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/458/087458_hanrei.pdf

(裁判要旨)

親会社Yが、自社及び子会社等のグループ会社における法令遵守体制を整備し、法令等の遵守に関する相談窓口を設け、現に相談への対応を行っていた場合において、Yの子会社の従業員XがYの他の子会社の従業員から受けたストーカー等行為に関して上司へ相談したものの求められた対応をしなかったことをもって、Yに信義則上の義務違反があったとはいえないとされた事例

(理由)

Yが行っていた相談窓口制度の趣旨に照らすと、グループ会社の事業場内で就労した際に、法令等違反行為によって被害を受けた従業員等が、相談窓口に対しその旨の相談の申出をすれば、Yは、相応の対応をするよう努めることが想定されていたものといえ、上記申出の具体的状況いかんによっては、当該申出をした者に対し、当該申出を受け、体制として整備された仕組みの内容、当該申出に係る相談の内容等に応じて適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると解される。

本件では、XがAのストーカー等行為について課長及び係長に相談したものの相談窓口に対する相談の申出をしただなどの事情がうかがわれないことに照らすと、Yは、Xとの関係において、上記義務を負うものではない。

(2) 福岡高判平成28年9月5日 判例時報2352号3頁

平成27年(行コ)第22号 教員採用決定取消処分取消, 国家賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(控訴・附帯控訴棄却(上告))

平成20年度大分県公立学校教員採用選考処分に合格したとして公立小学校教員の採用処分後、選考試験の成績に不正な加点操作があったとして行われた採用処分取消処分について、同処分の取消と国賠請求をした事案において、第1審(大分地判平成27年2月23日, 判例時報2352号35頁)は、採用処分が違法になるのは情実に基づく採用といえる場合であるところ、情実に基づくものとはいえないから違法ではない(仮に違法であっても原告の不利益が大きく取消は許されない)として、原告の教員採用処分取消処分の取消請求を認め、慰謝料等33万円を認容した。

控訴審は、採用処分に違法はあるものの、教員としての地位を失うなど原告の社会的・経済的不利益は大きく、原告が加点操作に何ら関与していないことなどから、教員採用処分を取り消すことはできないとして、控訴及び附帯控訴を棄却した。

(3) 大阪高決平成29年5月12日 金法2082号58頁

平成29年(ワ)第61号 遺産分割審判に対する抗告事件(原審判変更)

被相続人Aの弟の子でAの養子であるXは、Aの妹でAの養子である亡Bの子(Bの代襲相続人)Yを相手方として、Aの遺産について遺産分割(法定相続分は各2分の1)を求めたが、Aの相続財産としては、不動産(価額約258万円)並びに普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権(合計約4312万円)が存在していたところ、Xが、Y及びYの被代襲者であるBには超過特別受益があるので、前記の相続財産はすべてXの取得となると主張したのに対し、Yは、Y及びBの特別受益を争うとともに、預貯金は可分債権であるから遺産分割の対象とならないと主張した。本件は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象とならした最高裁判決を受けての差戻審である。

本決定は、上記預貯金はいずれも遺産分割の対象とならした上で、Yの被代襲者であるBには約7021万円の特別受益があり、上記預貯金を含めた遺産の合計額は約4570万円であるから、Bの代襲相続人であるYは特別受益を持ち戻したみなし相続財産の2分の1を超える約60%の特別受益がある超過特別受益者であると判断して、上記預貯金を含む遺産をすべてXの取得とした。

(4) 東京地判平成28年11月17日 判例時報2351号14頁

平成26年(ワ)第25447号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

本件は、Y1の開設する病院で入院中に死亡した亡A(当時89歳)の相続人X(Aの長女)が、Aは同じく相続人である長男Y2がAの経鼻経管栄養の注入速度を無断で速めたことにより嘔吐して誤嚥性肺炎を発症し、Y2及びその妻Y3が共に延命措置を拒否し、Y1がA及びXの意思確認をせずに延命措置を実施しなかったため続発した敗血症等により死亡したとして、Y1に対し債務不履行に基づき、Y2及びY3に対し共同不法行為に基づき損害賠償を求めた事案である。Xは、Y2が経鼻経管栄養の注入速度を速めた点について、Y1にはAの家族に対し注入速度を変更しないよう説明し変

更していないか確認すべき義務があるのに怠ったと主張した。

本判決は、Y1について、Y2が経鼻経管栄養の注入速度を速めたことは違法であるが、患者の家族であっても医師等に無断で医療機器を操作してはならないことは通常の識見をもった一般人にとっては常識的なことであるからY1はXが主張するような義務を負っていないとし、また延命措置に関する意見は基本的に個人の自由でありY2がAの延命措置を拒否したことが直ちに違法とは認められず、医師がAの意思確認できない状態であり、長男でありAと長年同居しAの生活の世話をしてきたY2をAの家族のキーパーソンであると認識しY2の意見を尊重して延命措置をとらなかったことは不合理とはいえずY1に責任はないとした。また、Y2の行為は違法であるが、注入速度の変更が原因となって嘔吐する場合は、最中又は直後に嘔吐するのが自然であるがAが嘔吐したのが経鼻経管栄養が終了してから2時間以上経過してからであること等からY2の行為と死亡との間に因果関係はないとしてXの請求をいずれも棄却した。

(5) 横浜地判平成29年3月30日 判例タイムズ1443号222頁

平成27年(ワ)第1802号 損害賠償請求本訴事件、平成27年(ワ)第4485号損害賠償請求反訴事件(請求棄却(本訴)、一部認容(反訴)、控訴)

Xは、元従業員Yに対し「虚偽の事実(躁うつ病)をねつ造して退職し、就業規則に違反して業務の引継をしなかった」行為が不法行為であるとして約1270万円の損害賠償を求め、Yは、同訴訟提起が不法行為であるとして慰謝料等330万円を求め反訴した。本判決は、Yが虚偽の事実を述べたとは言い難く、仮に早期の退職によって業務の引継をさせる機会の逸失があったとしてもX主張の損害(YがXの指示により従事していた会社からの支払いの減額、同社からの増員が取り消されたことによる損害、他の社員の穴埋め作業に係る損害)は因果関係がない等の理由により生じないとして、本訴請求を棄却し、反訴請求については、被告の退職に至る経緯や就労状況等に照らすと、XがYの不法行為があるものと認識したことは全く根拠がないとまでは断じ得ないとしても、X主張の上記損害は生じ得ないものであり、Xの請求は事実的、法律的根拠を欠き、かつ、同損害が生じ得ないことは、通常人であれば容易にそのことを知り得たとし、にもかかわらずYの月収の5年分以上にも相当する大金の賠償を請求することは、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとし、110万円の支払いを認めた。

(6) 長崎地判平成29年4月17日 判例時報2353号3頁

平成23年(ワ)第275号、平成26年(ワ)第151号、平成27年(ワ)第181号・236号 開門差止請求、諫早湾干拓地潮受堤防北部及び軟部各排水門開放差止請求事件(一部却下、一部認容、一部棄却(控訴))

Xら(諫早湾付近の干拓地を所有又は賃借し農業を営むという者、諫早湾に漁業権を有する漁業協同組合の組合員として漁業を営むという者及び諫早湾付近に居住するという者など)は、諫早湾潮受堤防の排水門の開門により被害を受けるおそれがある等と主張して、所有権、賃借権、漁業行使権、人格権又は環境権・自然享有権に基づく妨害予防請求として、Y(国)に対し、調整池から諫早湾海域への排水を行う場合を除き、排水門を操作(調整池の水を排水し、海水を導入する)により開門し、調整池の水位を1~1.2mの範囲で管理する方法による開門(ケース3-2)、0.5~1.2mの範囲で管理する方法による開門(ケース3-1)、排水門を全開とする方法による開門(ケース1)、ケース3-2、ケース3-1、ケース1の各開門を段階的に行う方法による開門(ケース2)、及びこれら以外の開門の各差止を求めた。

本判決はケース3-2については、多数のXが土地所有権ないし賃借権の行使として営む営業に被害を受けるおそれが生じること、ケース1及びケース3-1に関しては、それに加えて漁業行使権に基づき営む漁業、平穩に日常生活を営むという人格的利益に各被害を受けるおそれが生じることから、各開門の公共性ないし公益上の必要性は相当減殺されると判断して請求を認容し、ケース2及びこれら以外の開門については、訴えの利益を欠くとした。

【知的財産】

(7) 知財高判平成30年1月25日 裁判所HP

平成29年(ネ)第10072号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/419/087419_hanrei.pdf

特許権者である控訴人が、被控訴人サーバは本件発明の技術的範囲に属しないとした原審を不服として控訴をしたが、被控訴人サーバは本件発明の技術的範囲に属しないものとして本件控訴を棄却するとともに、控訴人による均等侵害の主張を時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下した事案。

控訴人は、控訴理由書において、構成要件1D、1F及び2Dに関し、原判決の「送信したとき」の文言解釈は明らかに誤りであるが、仮に原判決のとおり解釈したとしても、被控訴人サーバが少なくとも本件各発明と均等なものとして、その技術的範囲に含まれることを予備的に主張するとして、新たに均等侵害の主張を追加した。

しかしながら、原審における争点整理の経過に鑑みれば、「送信したとき」に関するクレーム解釈や被控訴人サーバの内部処理の態様如何によって構成要件充足、非充足の結論が変わり得ることは、控訴人としても当初から当

然予想できたというべきであり、そうである以上、控訴人は、原審の争点整理段階で予備的にでも均等侵害の主張をするかどうか検討し、必要に応じてその主張を行うことは十分可能であったといえる(特許権侵害訴訟において計画審理が実施されている実情を踏まえれば、そのように考えるのが相当であるし、少なくとも控訴人についてその主張の妨げとなるような客観的事情があったとは認められない。)

ところが、控訴人は、原審の争点整理段階でその主張をせず、また、第4回弁論準備手続期日において陳述書が提出された後も、その内容について特に反論することなく、第5回弁論準備手続期日において「侵害論については他に主張・立証なし」と陳述し、そのまま争点整理手続を終了させたものである。

しかるところ、控訴人が、上記のとおり当審に至り均等侵害の主張を追加することは、たとえ第1回口頭弁論期日前であっても、時機に後れていることは明らかであるし、そのことに関し控訴人に故意又は重大な過失が認められることも明らかといえる。また、予備的にせよ、均等侵害の主張がされれば、均等の各要件についてそれぞれ主張と反論を整理する必要が生じるのであるから、訴訟の完結を遅延させることとなることも明らかである。

したがって、当裁判所は、上記のとおり、当審の第1回口頭弁論期日において、かかる均等侵害の主張を時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下した次第である。

(8) 知財高判平成30年1月30日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10218号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/452/087452_hanrei.pdf

特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件拒絶査定不服審判における本件拒絶理由通知では、TLR9に関する拒絶理由のみを通知し、実質的にはTLR7及び8に関する拒絶理由を通知しなかったとして、審決を取消した事案。

本件拒絶理由通知は、TLR9に対してアンタゴニスト作用を有する12種類化合物のみの問題を検討するにとどまり、TLR7及び8に対してアンタゴニスト作用を有するIR05に固有の問題を検討した上で拒絶理由を通知するものではないから、実質的にはTLR7及び8に対する拒絶理由を示すものではないことが認められる。のみならず、TLR7及び8については、本件反転作用を裏付ける実施例はない上、そもそも認識するアゴニストの対象が、TLR9とは異なり、一本鎖RNAウイルスであると認められるのであるから、TLR7及び8の拒絶理由には、TLR9の拒絶理由とは異なる固有の理由が存在することは明らかであるにもかかわらず、本件拒絶理由通知は、これを通知していないことが認められる。

そして、原告は、本件拒絶理由を受けて、その理由を解消するために、TLR1ないし6に係る発明部分を削除しているのであり、このような経緯に鑑みると、原告は、TLR7及び8についても拒絶理由を実質的に通知されていた場合には、TLR7及び8に係る発明部分についても、TLR1ないし6に係る発明部分と併せて補正によって削除した可能性が高いものと認められる。

のみならず、請求項8、13、16及び17に係る各発明に対する本件拒絶理由通知は、文言上、少なくとも、TLR7ないし9については、アンタゴニスト作用及びその治療効果を有することが確認されたことをいうものと理解するのが自然であるから、このような記載に接した原告が、少なくともTLR7ないし9については、アンタゴニスト作用を有することが確認されたため、実施可能要件及びサポート要件違反はないものと理解したのもやむを得ないところである。現に、原告は、本件拒絶理由通知を踏まえ、請求項9及び14においては、TLR1ないし6を削除して、TLR7ないし9に限定する補正をしている事実が認められるのであるから、このような事実からも、上記の原告の理解が十分に裏付けられるといえる。そうすると、TLR7ないし9についてもアンタゴニスト作用を有するものであるとすることはできないとして、本願発明が実施可能要件及びサポート要件に適合しないとした審決の判断は、実質的にみれば、上記の経過に照らし、原告にとっては、不意打ちというほかなく、不当であるというほかない。

これらの事情の下においては、本件拒絶査定不服審判において、従前の拒絶査定の理由とは異なる拒絶理由について、TLR9に係る発明に対してはこれを通知したものの、TLR7及び8に係る各発明に対しては実質的にこれを通知しなかったため、原告が補正により特許要件を欠くTLR7及び8に係る各発明を削除する可能性が認められたのにこれを削除することができず、特許要件を充足するTLR9に係る発明についてまで本件拒絶査定不服審判の不成立審決を最終的に免れる機会を失ったものと認められる。

(9) 東京地判平成30年2月8日 裁判所HP

平成28年(ワ)第38082号 損害賠償請求事件 商標権 民事訴訟(一部認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/470/087470_hanrei.pdf

いわゆる風俗営業に関する役務を指定役務とし、「アロマグランデ」の標準文字からなる商標に係る商標権を有する原告が、被告による「RFアロマグランデ」との標章の使用が原告の商標権の侵害に当たる旨主張して、損害賠償等を求めた事案。被告は、「RFアロマグランデ」(被告標章)との名称を使用して、派遣型ファッションヘルスの営業(本件風俗営業)を行い、その宣伝のために、インターネット上の風俗情報サイトや風俗雑誌等において被告標章を

使用した。

原告商標と被告標章は、外観及び称呼のうち「アロマグランデ」との部分において同一である。被告標章において、「RF」のアルファベット2文字の部分はそれ自体独立の意味を持った単語ないし略語としては認識されず、需要者にとって強く関心を引く部分とはいえず、「アロマグランデ」の部分がひとまとまりの造語として、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるといえる。そうすると、原告商標と被告標章は外観、称呼が全体として類似し、観念において区別されないといえる。

そして、原告商標と被告標章につき、役務の出所を誤認混同するおそれがないとするような取引の実情等があると認められない。以上によれば、原告商標と被告標章は類似すると認められる。

そして、被告標章の使用態様、本件風俗営業と同種の営業において「アロマ」の文字を含む商標が使用されることも多いこと、その他本件における諸事情を総合すると、原告商標の使用料相当額は1か月5万円とするのが相当である。

したがって、原告が、原告商標の使用に対し受けるべき金銭の額は85万円(1か月当たりの使用料5万円に17か月分(原告が原告商標の商標権を取得した日から被告が本件風俗営業を廃業した日まで)を乗じた額)であると認められる、として原告の請求は一部認容された。

(10) 東京地判平成30年2月14日 裁判所HP

平成29年(ワ)第123号 差止請求事件 商標権 民事訴訟 (棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/472/087472_hanrei.pdf

原告は、第35類「加工食品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(本件指定役務)を指定役務とする「ジョイファーム」との標準文字の登録商標(本件商標)に係る商標権を有する。被告は、被告商品(梅ジャム)を製造、販売し、被告商品を販売するに当たって、被告商品の容器に貼付されているラベルに被告標章を付している。本件は、原告が、被告が被告商品の包装に被告標章を付する行為等が本件商標権を侵害するものとみなされる(商標法37条)旨主張して、被告に対し、被告商品の販売等の差止めを求めた事案。

役務と商品とが類似のものであるかどうかは、取引の実情として、商品の製造・販売と役務の提供とが、通常、同一事業者によって行われている等の事情により、商品又は役務に同一又は類似の商標を使用する場合には、需要者において、当該商品が当該役務を提供する事業者の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあると認められる関係があるか否かによって判断するのが相当である。

そこで、まず、本件指定役務と被告商品(梅ジャム)の類否について検討すると、本件指定役務は「加工食品」という特定された取扱商品についての小売等役務であるのに対して、被告商品は「ジャム」であって、第29類の「加工野菜及び加工果実」に属する商品であり、本件指定役務において小売等役務の対象とされている「加工食品」と関連する商品であると認められる。

しかしながら、一般に、ジャム等の加工食品の取引において、製造者は小売業者等に商品を販売し、小売業者等によって一般消費者に商品が販売される業態は見られるところであり、本件の証拠上も、被告は、その製造に係る梅ジャム等の商品を生協等の事業者へ販売し、これらの事業者によって一般消費者に商品が販売されていると認められる。

そうすると、ジャム等を製造して直接一般消費者に販売する事業者が存在するとして原告が提出する証拠の内容を踏まえたとしても、ジャム等の加工食品の取引の実情として、製造・販売と小売等役務の提供が同一事業者によって行われているのが通常であるとまでは認めることができない。

よって、被告商品に本件商標と同一又は類似の商標を使用する場合に、需要者において、被告商品が本件小売等役務を提供する事業者の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあると認められる関係にはなく、被告商品が本件指定役務に類似するとはいえないというべきである。

これに対し、原告は、類似商品・役務審査基準において、被告商品は「加工野菜及び加工果実」に分類され、本件指定役務に類似すると推定されていることから、被告商品は本件指定役務と類似する旨主張する。

しかしながら、類似商品・役務審査基準は、商標登録出願審査事務の便宜と統一のために定められたものであり、裁判所の判断を拘束するものではないから、類似商品・役務審査基準において類似すると推定されているというだけで、本件指定役務と被告商品が類似するということとはできない、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(11) 最三決平成29年9月5日 判例タイムズ1443号56頁

平成28年(許)第40号 猶予費用の取立決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/054/087054_hanrei.pdf

訴訟救助決定を受け提起された訴訟にて、訴訟費用のうち一定割合を受救助者A、その余を相手方当事者Bの負担とする裁判の確定後、訴訟費用の負担額確定処分申立がされる前に、裁判所が、民訴法85条前段に基づき、Bに対し、Aに猶予した費用の額につき取立てを行った。原審は、猶予費用額にBの訴訟費用の負担割合を乗じた額等を国庫に支払う

べきものとしたが、本決定は、各当事者の負担すべき費用につき訴訟費用確定処分又は差引計算を求めるか否か及びその求める範囲はいずれも各当事者の意思に委ねられていること等から、裁判所は、同条前段の取立額を定める場合は、当該事案に係る事情を踏まえた合理的な裁量に基づいて定めるほかなく、それを訴訟費用負担割合を乗じた額としても直ちに裁量の範囲を逸脱するものではないとしつつ、本件では、Bは訴え提起の手数料(BもAに対し訴訟提起し併合審理されている)として少額とは言えない186,000円を支出しており、Aの負担費用との差引計算を求めていること等から、裁判所は同差引計算を求める範囲を明らかにするよう求めるべきであり、これをしないまま本件取立額を決めた原審の判断には合理的な裁量を逸脱した違法があるとし、原決定を破棄し、原審に差し戻した。

(12)東京高判平成28年3月23日 金法2083号76頁

平成27年(ネ)第5968号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却)

本判決は、破産裁判所の裁判官による破産法78条2項10号に基づく訴えの提起の許可は、破産財団の増殖の可能性、破産債権者の利益、破産手続の進行への影響等を勘案して判断されるものであって、独立した裁判権を有し、かつ、独立した裁判を行う職責を負う裁判官の職務行為であり、事柄の性質上、争訟の裁判と異なるものではないから、国家賠償法1条1項の違法性が認められる要件については、争訟の裁判と同様、当該裁判官が違法または不法な目的をもって裁判したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に背いてこれを行行使したと認めうるような特別の事情があることが必要であるところ、破産裁判所が、破産管財人の訴え(破産申立代理人弁護士を被告とする訴え及び同弁護士が代表社員である弁護士法人を被告とする訴え)の提起及び仮差押(破産申立代理人弁護士所有不動産に対する仮差押)の申立てを許可したことについて上記の特別の事情があるとは認められず、同項の違法性は認められないと判断して、破産申立代理人弁護士の控訴を棄却した。

【刑事法】

(13)最三判平成29年12月8日 最高裁HP

平成27年(あ)第120号 窃盗、強盗殺人、住居侵入被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/433/087433_hanrei.pdf

(事案)

被告人が、被害者夫婦方敷地に金品奪取目的で赴き、同夫婦を殺害し、金品を奪取した強盗殺人の事案
(判旨)

被告人が高齢者の被害者夫婦の金品(200万円以上)を奪った機会に被害者両名の頭部を重量のある鈍器で殴打するなどし、短時間のうちに絶命させたという殺害態様は冷酷かつ悪質で、強固な殺意が認められる上、犯行の利欲性も高い。何らの落ち度も認められない2名の生命を奪ったという結果は重大で、被害者らの遺体をガレージ内のドラム缶に入れて放置したこともあり、遺族らは厳しい処罰感情を示している上、被告人は不合理な弁解を続け、反省の態度を示していない。

よって、被告人の刑事責任は極めて重大であり、当初から殺害の意図があったとまでは認められないこと、罰金前科しかないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、是認されるから、上告を棄却する。

(14)名古屋高判平成27年10月14日 判例時報2352号95頁

平成27年(う)第105号 住居侵入、強盗殺人、強盗殺人未遂、窃盗被告事件(控訴棄却(上告))

金品窃取目的での住居侵入、居直り強盗で、家人2名を殺害し、1名に重傷を負わせた住居侵入、強盗殺人及び同未遂等の事案において、原判決(名古屋地判平成27年2月20日、判例時報2352号108頁)は、強盗殺人罪の犯意及び殺意を認め、同未遂についても中止未遂の成立を否定したうえで、被告人を死刑に処した。

控訴審判決は、被告人の控訴を棄却したが、その認定の理由等が原判決とは異なっていた。

犯意については、検察官による被告人の取調状況を録音・録画した記録における供述態度等を理由に被告人の検察官調書の信用性を肯定して強盗の犯意を認定した原判決の判断を否定し、間接事実からの推認によって認定した。

中止未遂については、原判決が検討している「そのまま放置すれば犯罪の結果が生じかねない状況を作出した場合」には当たらないとして原判決の判断を否定したうえで、事実認定としてそもそも被告人が自己の意思により犯罪を中止したと認めることができないと判示して、その成立を否定した。

量刑については、強盗殺人の量刑において2名を殺害していながら無期懲役が選択されるのは死刑を回避する特別な事情がある場合であるという原判決の判断を否定したうえで、殺害の計画性や態度の悪質さの有無や程度などの要素を考慮し、原判決の判断は具体的、説得的な根拠を備えて導き出された合理的な判断といえるものであるとして、死刑を選択した原判決の判断はやむを得ないものであり重すぎて不当であるとはいえないとした。

(15)大阪高判平成29年3月9日 判例タイムズ1443号92頁

平成27年(う)第1006号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄自判,上告)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/655/086655_hanrei.pdf

覚醒剤精神病にり患し「刺せ刺せ」等の幻聴があった被告人は白昼の繁華街において無差別に通行人2名を包丁で突き刺す等して殺害し、殺人罪等により死刑を言い渡された(心斎橋通り魔事件)。 裁判員法は憲法18条及び31条に違反し訴訟手続の法令違反がある、完全責任能力を認めたのは事実誤認である、量刑不当、を理由に控訴したところ、本判決は、裁判員の職務に従事することは死刑選択の判断を伴う評議の参加等であっても憲法18条後段が禁ずる「苦役」にあらず、憲法31条は死刑判決をするのに裁判員及び裁判官の全員一致を要する旨を定めたものではないので裁判員法は憲法違反ではない、被告人に幻聴が生じていたことは否定できないが、具体的状況等に関する被告人の供述は変遷が著しく関係証拠とも食い違っているので信用性に疑問があり、第一審判決が依拠した鑑定の判断の信用性は高いこと等から完全責任能力は認められる、としたが、無差別殺人は危険性が高く悪質であること、殺意が強固であること、遺族の処罰感情が峻烈であること、社会的影響が大きいこと等は認められるが、計画性が低く、精神障害の影響が否定されず、殺傷被害者が2名にとどまること等から、被告人を死刑に処することがやむを得ないとはいえないとし、一審判決を破棄し、無期懲役とした。

(16)東京地判平成28年1月15日 判例タイムズ1443号248頁

平成26年特(わ)第1238号 危険運転致死傷被告事件(有罪,控訴(後控訴棄却,確定))

被告人は、普通乗用自動車を運転中に危険ドラッグを使用し、その影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥り、暴走し、1名を死亡させ6名を負傷させた。本判決は、被告人は本件以前に少なくとも数十回に渡って危険ドラッグを使用し、嘔吐や意識障害等の重い身体症状を経験していること、危険ドラッグが原因の交通事故がニュースとなっていることを知っていたこと、本件直前に体調の異変を感じた際に運転中に吸引した危険ドラッグの影響によるものと認識していたこと等を認定した上で、被告人は、本件以前から、危険ドラッグが人の脳や身体作用に異常をもたらすことがあり、自動車の正常な運転に支障を生じさせるおそれを認識しており、本件当時においても、運転中に使用した危険ドラッグの影響により正常な運転に支障が生じるおそれを認識していたものと認められるとし、危険運転致死傷罪(自動車運転死傷処罰法3条1項)を認め、懲役8年に処した。

【公法】

(17)仙台高判平成30年1月30日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/474/087474_hanrei.pdf

平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りの合憲性が争われた事案。

裁判所は、「憲法上、選挙制度の仕組みの決定について付託された広範な裁量権の合理的な行使を求められている国会としては、その合理性の判断基準について、各選挙区間の較差が2倍を下回るか否かという単なる較差の数値的基準を設定するのは適当ではなく、最も重要かつ基本的な基準である投票価値の平等をできる限り実現するべく、選挙制度の仕組みを改善する努力を続けることが求められているというべきである。」等とした上、違憲状態に至っていないと判断した。

(18)高松高判平成30年1月31日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/445/087445_hanrei.pdf

平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りの合憲性が争われた事案である。

裁判所は、「平成27年の簡易国勢調査の結果に基づく最大較差が2倍未満になるようにするとともに、平成32年見込人口に基づく最大較差も2倍未満になるように、19都道府県の97選挙区において区割りを改め、分割市区町の数に138選挙区105市区町としたことは、平成23年大法廷判決が投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものと評価した平成24年改正前の区画審設置法3条1項(平成28年改正前の区画審設置法3条)の規定、さらには、これを厳格化した平成28年改正後の区画審設置法3条1項の規定に則したものと合理性があり、国会の立法裁量権の行使として相当なものといえることができる。」等として、投票価値の平等性は損なわれていないとした。

(19)大阪高判平成30年1月31日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/459/087459_hanrei.pdf

(判旨)

平成28年及び29年の公職選挙法改正法が定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定(本件区割規定)に基づき実施された平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙(本件選挙)について、奈良県第4区を除く近畿2府4県の小選挙区選出議員選挙を無効とすることを求める訴訟であるが、「当日における選挙区間の選挙人数の較差が2倍以上になる選挙区は存在しなかった」ものであり、本件区割規定は、投票価値の平等に反する状態の是正を最優先課題としながら、国会において考慮することができる上記諸要素を考慮しつつ、両者の調和を図ったものであり、その内容も一般に合理性を有するものと考えられるから、国会に許された立法裁量の範囲内で定められたものといえることができ、憲法に違反しない。

(20)名古屋高判金沢支部平成30年1月31日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/466/087466_hanrei.pdf

平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りには、「各大法廷判決により投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準である旨判示された2倍を下回っていることに加え、本件各改正の経緯や内容に鑑みると、従来の1人別枠方式に絡む問題が実質的にも解決され、本件各大法廷判決が問題とした投票価値の平等の要求に反するという違憲状態の瑕疵は解消されたといえることを考慮すれば」違憲状態であったとは言えない。

(21)仙台高判平成30年2月2日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/475/087475_hanrei.pdf

平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りについて、「選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるよう措置されたからといって、そのことだけで当然に憲法の投票価値の平等の要請に反する状態になかったと評価するのは相当とはいえない。しかし、アダムズ方式を将来の基本方針として採用した上で、当面の措置として選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となる措置がされたこと等の較差是正に向けた平成28年改正及び平成29年改正の経緯及び内容を踏まえると、1人別枠方式があった当時の定数配分の不利な状態は相対的にみて軽減されている面もあるから、1人別枠方式による定数配分がなお維持されている側面のみを重視して、現行の選挙区割りが、国会に与えられた裁量権を考慮してもなお、憲法の投票価値の平等の要請に反する状態にあるとまで評価するのは相当でなく」として、違憲状態にあったとは言えないとした。

(22)福岡高判平成30年2月5日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/438/087438_hanrei.pdf

平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙の選挙区割りについて、「本件選挙の当日においても最大較差は2倍未満であったものである。そして、国会における議員定数の配分についての合意の形成に様々な困難が伴うことを踏まえると、平成32年大規模国勢調査による選挙区割りが行われるまでの過渡的な措置として、較差2倍未満を達成する方法として、平成29年改正法におけるような方法をとることも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される。したがって、本件選挙区割りについて前記のような不十分な点があったとしても、そのことをもって、本件選挙区割りが国会の裁量権の限界を超え、これを是認することができないものであるということとはできず」として、違憲状態にはなかったと判断した。

(23)札幌高判平成30年2月6日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/442/087442_hanrei.pdf

平成29年10月22日に行われた衆議院議員総選挙について、北海道第1区ないし第12区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された選挙も無効であるなどと主張したが、上記規定及びこれに従って改定された選挙区割りが憲法の規定に違反すると認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。

(24)大阪地判平成29年8月9日 金法2083号82頁

平成28年(行ウ)第97号 滞納処分取消請求事件(請求一部却下, 請求一部棄却)

株式会社であるX1は、平成17年12月30日に本税が納付されたのを最後に滞納となっていた源泉所得税や法人税等の国税について、所轄国税局長から、平成20年2月25日株式会社X2及び株式会社Bの各株式を差し押さえる旨の滞納処分を、平成26年11月26日中小企業等協同組合であるC信用組合の出資持分その他の財産を差し押さえる旨の滞納処分を受けたところ、上記各株式は平成19年12月28日にAに(X1の代表者)譲渡済みであり、上記各株式に対する差押えは目的物

不存在により無効であるため、消滅時効中断の効力を有しないとして、既に徴収権が時効により消滅していると主張するほか、上記株式譲渡およびこれと同様の上記出資持分の会社分割によるX2への承継があったとして、上記各滞納処分の取消を求めている。また、X2は、上記出資持分に対する滞納処分としての差押えについて、真実は自らが上記出資持分を有するとして、X1を名宛人とする滞納処分の取消しを求めている。

本判決は、まず、上記各株式の譲渡について、X2社及びB社はいずれも株券を発行する旨の定款の定めがない株式会社であるが、その株式は振替機関が取り扱うものでもないこと、いずれも株主名簿を作成していないことが認められるから、仮にX1が主張するような株式譲渡があったとしても、これを第三者であるYに対抗することができない(会社法130条1項)と判断し、X1の請求を棄却した。次に、上記出資持分の会社分割による承継について、中小企業等協同組合法の定めを鑑みると、中小企業等協同組合は、資本団体である株式会社とは異なり、相互扶助の精神を基調とする人的結合体であると解されるのであって、同法17条1項は、組合員が組合の持分を譲渡することは組合の基礎をなす組合員の信頼関係に影響を及ぼすものであることから、組合員が組合の持分を譲渡するときは組合の承諾を要するとしたものと解され、会社分割による持分の承継の場合も組合員の信頼関係に影響を与えうるものであることから、その場合も同項の適用により当該組合の承諾が必要であるが、本件ではC信用組合の承諾がないので、上記出資持分はX1からX2に有効に承継されていないと判断し、X2は、原告適格がなくその訴えは不適法として却下した。

【社会法】

(25) 東京地判平成29年7月6日 判例時報2351号99頁

平成24年(ワ)第25789号 年金受給権確認等請求事件 棄却(控訴)

本件は、私立大学等を運営する学校法人Yが昭和37年に創設した確定給付型年金制度に関し、年金財政の危機的状況を理由に平成23年に制度改定を実施したが、それにより年金給付が減額されたYの元職員で年金受給者であるXらが改定の無効と、改定前の年金を受給しうる地位の確認、減額分の支払等を請求した事案である。

本判決は、本件年金制度は、もっぱら賃金の後払としての性格を有する制度として成立したとはいえ、教職員に対する恩恵的給付、功利的報償としての性質、教職員の相互扶助としての性格を有する制度であると評価し、YとXらとの間の本件年金制度に係る契約は、年金規程等によって一律に規律されることが予定されており、Yは年金規程の減額条項を根拠に合理的範囲内で年金給付額を減額することができるとし、本件においては、平均余命が当初より大きく伸びる等減額する事情が認められ、本件改定は受給額の段階的な引き下げであり、受給者に対する一定の配慮もなされており、Yの教職員の高水準の退職金等からしても本件減額は相当なものであると判断し、原告らの請求を棄却した。

【その他】

(26) 千葉地松戸支部判平成28年3月25日 金法2082号63頁

平成27年(ワ)第96号 損害賠償請求事件(甲事件)、同(ワ)第338号 損害賠償請求事件(乙事件)、同(ワ)第394号 損害賠償請求事件(丙事件)(甲事件・乙事件につき請求一部認容・一部棄却、丙事件につき請求棄却)

弁護士法人Y1は、平成23年1月29日頃、A社から自己破産の申立てを受任し、以後、Aの債権者に対して受任通知を發し、Y1の代表社員Y2は、Aの代理人として、平成26年5月15日、千葉地裁松戸支部に対して自己破産の申立てをし、同年6月3日、Aにつき破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任された。この間に、Y2は、Y1名義で保管していたAの財産から上記委任契約の弁護士報酬として合計450万円をY1に入金したほか、Aの代表取締役Bに対し、Aの財産から日当等として115万8220円を支払い、Aの代理人としてAの有するゴルフ預託金2100万円を回収するための訴訟を提起して1600万円を回収し、そのうち800万円を弁護士報酬としてY1に入金した。Xは、平成27年2月9日、Y1を被告として、Y2がBに支払った日当等の115万8220円、上記委任契約に基づく弁護士報酬450万円のうち200万円を超える部分、ゴルフ預託金の回収行為に係る弁護士報酬800万円の全額について、破産申立代理人として負うべき財産散逸防止義務違反の不法行為があったと主張して、弁護士法30条の30第1項、会社法600条に基づき、1165万8220円の損害賠償請求の訴えを提起し(甲事件)、同年4月6日、Y2を債務者として、Y2所有不動産に対する仮差押命令の申立てをし、同年4月8日、仮差押命令が發令された。また、Xは、同年4月28日、Y2を被告として、不法行為に基づき、1165万8220円の損害賠償請求の訴えを提起した(乙事件)。これに対し、Y2は、XのYらに対する訴えの提起等が不法行為に該当し、また、破産裁判所が上記の訴えの提起を許可したこと、保全裁判所が仮差押命令を發令したことは国家賠償法上違法である旨主張して、X及びZ(国)を被告として、慰謝料30万円と遅延損害金の支払を求める訴えを提起した(丙事件)。甲事件ないし丙事件の弁論が併合された後、Zに対する関係のみ弁論が分離されたところ、本件は前者についてのものである。

本判決は、甲事件及び乙事件については、(1)債務者から同人の破産申立てを受任した弁護士法人を含む弁護士は、破産制度の趣旨に照らし、破産管財人に引き継がれるまで債務者の財産が散逸することのないよう、必要な措置を採るべき法的義務(財産散逸防止義務)を負い、この義務に違反して破産財団を構成すべき財産を減少・消失させたときは不法行為を

構成し、破産管財人に対して損害賠償責任を負う、(2)Y2がBに支払うなどした115万円はY1の受任から破産申立までのBの活動に対する日当(取締役報酬)であり、一般破産債権の弁済(偏頗弁済)として財産の減少を招いているから、上記115万円を含む115万8220円についてY2の不法行為が成立する、(3)破産申立代理人が破産者から支払を受ける弁護士報酬は、破産手続においては、役務の提供と合理的均衡を失する部分の支払行為について否認の対象(破産法160条1項1号参照)となり、その支払を受領することは財産を減少させたことになる。事件の経済的利益、事案の難易、弁護士が要した労力の程度およびその時間その他の事情を考慮し、日本弁護士連合会報酬基準や弁護士の報酬に関する規程等をも斟酌し、総合的に勘案すると、客観的な弁護士報酬の相当額は200万円を上回るものではないから、上記委任契約の弁護士報酬450万円のうち200万円を超える部分は、財産を減少させたものとしてY2の不法行為が成立する、(4)ゴルフ預託金の回収行為自体が財産散逸防止義務違反になるとまでは言い難いものの、この回収に係る客観的な弁護士報酬の相当額は530万円を上回るものではないから、弁護士報酬800万円のうち530万円を超える部分は、財産を減少させたものとしてY2の不法行為が成立する旨判断して、635万8220円(115万8220円+250万円+270万円)とその遅延損害金の支払を求める限度でXの請求を認容した。丙事件については、Xが甲事件、乙事件を提起し、仮差押の申立てをしたことが裁判制度の趣旨、目的に照らして著しく相当性を欠くとは認められない旨判断して、Y2の請求を棄却した。

【紹介済判例】

佐賀地判平成28年10月18日 判例タイムズ1443号231頁
平成26年(ワ)第394号損害賠償請求事件(一部認容,確定)
法務速報200号7番で紹介済

東京高判平成29年3月21日 判例タイムズ1443号80頁
平成28年(う)第974号 不正競争防止法違反被告事件(破棄自判,上告)
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/028/087028_hanrei.pdf
法務速報197号20番で紹介済

静岡地浜松支部判平成29年4月24日 判例タイムズ1443号204頁
平成26年(ワ)第403号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴)
法務速報198号5番で紹介済

大阪高判平成29年4月27日 判例タイムズ1443号74頁
平成29年(ネ)第57号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却,確定)
法務速報200号4番で紹介済

福岡高判平成29年5月18日 判例タイムズ1443号61頁
平成28年(ネ)第322号 遺留分減殺,遺留分減殺による価格返還請求控訴事件(一部変更,確定)
法務速報200号6番で紹介済

福岡高判平成29年6月5日 判例時報2352号3頁
平成28年(行コ)第9号 教員採用決定取消処分取消等請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))
法務速報194号6番で紹介済

最二判平成29年7月7日 判例時報2351号83頁
平成28年(受)第222号 地位確認等請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/897/086897_hanrei.pdf
法務速報195号19番で紹介済

最一決平成29年7月20日 判例時報2351号11頁
平成29年(許)第1号 執行費用額負担決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/943/086943_hanrei.pdf
法務速報196号15番で紹介済

最一判平成29年7月24日 判例時報2351号3頁
平成28年(受)第1463号 過払金返還請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/944/086944_hanrei.pdf

法務速報196号20番で紹介済

最一判平成29年7月24日 金法2083号70頁

平成28年(受)第1463号 過払金返還請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/944/086944_hanrei.pdf

法務速報196号20番で紹介済

最二決平成29年8月30日 判例時報2352号91頁

平成29年(許)第7号 売渡株式等の売買価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報197号7番で紹介済

最三決平成29年9月12日 金法2083号64頁

平成29年(許)第3号 配当表に対する異議申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/073/087073_hanrei.pdf

法務速報197号15番で紹介済

最一判平成29年9月14日 判例タイムズ1443号51頁

平成28年(受)第1187号 廃止負担金請求事件(破棄差戻)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/066/087066_hanrei.pdf

法務速報197号23番で紹介済

最大判平成29年9月27日 判例タイムズ1443号31頁

平成29年(行ツ)第47号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/091/087091_hanrei.pdf

法務速報198号21番で紹介済

最二判平成29年10月23日 判例時報2351号7頁

平成28年(受)第1892号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/154/087154_hanrei.pdf

法務速報199号1番で紹介済

2. 平成30年(2018年)2月21日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 196 1

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律

・・・東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって,被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し,株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間を平成33年3月31日まで延長することを定めた法律。

3.2月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会 親和全期会/編著 第一法規 228頁 2,160円
こんなところでつまづかない! 交通事故事件の実務用語辞典

梶村 太市 長谷川 京子 吉田 容子/編著 日本評論社 256頁 2,592円
離婚後の子の監護と面会交流 子どもの心身の健康な発達のために

梶村太市 長谷川京子 渡辺義弘 編著 学陽書房 304頁 3,456円
Q&A弁護士のための面会交流ハンドブック

東京弁護士会 親和全期会 編著 第一法規 252頁 2,700円
こんなところでつまづかない! 相続事件21のメソッド

奥 国範 編集代表 日本法令 248頁 2,376円
事例でわかる消滅時効Q&A

東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会 編著 第一法規 452頁 3,456円
改訂増補版 弁護士が弁護士のために説く債権法改正

4.2月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

高野 隆 河津博史 編著 日本評論社 320頁 3,132円
刑事法廷弁護技術

岡田裕子 編著 日本加除出版 256頁 2,484円
難しい依頼者と出会った法律家へ パーソナリティ障害の理解と支援

東京弁護士会 二一会研究部 編著 第一法規 400頁 3,888円
解雇事由別 裁判例の要点からつかむ解雇事件の訴訟実務

小山 博章 編者 町田 悠生子 編著 労働開発研究会 503頁 2,700円
裁判例や通達から読み解く マタニティ・ハラスメント 引き起こさないための対応実務

深澤諭史 著 第一法規 188頁 2,700円
Q&A弁護士業務広告の落とし穴

渋谷 寛 杉村 亜紀子 著 民事法研究会 216頁 2,484円
ペットの判例ガイドブック 事件・事故,取引等のトラブルから刑事事件まで

5. 発刊書籍<解説>

「改訂増補版 弁護士が弁護士のために説く債権法改正」

平成29年6月2日に公布された改正民法を踏まえた改訂増補版である。民法改正について、商法、金融商品取引法、消費者契約法などの関連法への影響についても解説されており、民法総則、契約法、不法行為等の改正点について網羅的に述べられている。民法改正について基本的論点を学ぶのに役に立つ本である。

「刑事法廷弁護技術」

裁判員裁判を念頭にした公判活動につき、弁護人がすべき具体的活動が実践的に解説されている。冒頭陳述から最終陳述まで解説されており、専門家証人への尋問や異議についてなども解説されている。裁判員裁判に限らず刑事弁護を行うのであれば、必ず読んでおきたい本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。